

### 第33号議案

#### 府中市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 5 日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

## 府中市下水道条例の一部を改正する条例

府中市下水道条例（昭和44年10月府中市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第19条及び第26条の3第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第19条の規定は、令和元年11月1日後の汚水の排出に係る同年12月分の使用料から適用し、同日以前の汚水の排出に係る使用料又は同年11月分として算定する使用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定による使用料の算定に当たっては、認定期間の各月の汚水排出量は均等に排出したものとみなす。